

# 綾瀬市民設放課後児童クラブ保育料の助成制度について

この制度は、市内の民設放課後児童クラブの保育料について、保護者の負担を軽減することを目的としています。該当する方は申請書類を用意いただき、青少年課へ提出してください。前年度に申請をされた方も、年度ごとに申請が必要です。

## 1 内容

対象	助成額	上限額
兄弟で児童が入所している場合（兄弟割引）	最も学年の高い児童を除く児童が民設放課後児童クラブに入所している場合の保育料の <u>2分の1</u> の額。	低学年 6,500円 高学年 5,000円
生活困窮世帯等の児童が入所している場合①： 生活保護世帯（※1）や 市民税非課税世帯（※2） ※1 就労している方がいる場合を除き、昼間家庭において児童の健全な育成が困難な場合に限られます。 ※2 寡婦（夫）控除のみなし適用による非課税世帯を含みます。	保育料の <u>全額</u> 。	低学年13,000円 高学年10,000円
生活困窮世帯等の児童が入所している場合②： その他の事情（災害や失職など）において、生活が著しく困窮している世帯	保育料の2分の1の額から全額の範囲内において、 <u>その世帯の事情に応じて市長が定める額</u> 。	助成額の要件ごとに示される補助の上限額を適用する。

## 2 必要書類

- ① 綾瀬市民設放課後児童クラブ保育料助成金交付申請書（第1号様式）  
※該当要件の確認のため、別途必要書類を添付していただく場合があります。
- ② 代理受領に関する委任契約（代理受領を行うクラブのみ）（第3号様式）  
※上記の委任契約は、市から児童の保護者に助成する保育料の助成金を、クラブが保護者に代わって受け取るためのものです。

### 3 助成方法・時期

助成金の請求は、四半期に分けて受付けすることとしますので、申請者個人が請求する場合はクラブから発行された領収書等を添付のうえ、次の各期日までに市役所青少年課へ請求書を提出してください。

- 第1四半期分（4月～6月）： 7月10日
- 第2四半期分（7月～9月）： 10月10日
- 第3四半期分（10月～12月）： 1月10日
- 第4四半期分（1月～3月）： 4月10日

※提出期日は原則の期日であり、期日の日が閉庁日の場合はその前の開庁日が提出期日となります。

※助成金額は請求の翌月5日頃に振り込む予定です。

なお、クラブが代理受領を行う場合は、市からクラブへ助成金を支払うため、保護者への振り込みはありません。保育料の支払い方法についてはクラブによって異なりますので、直接お問い合わせください。

<提出・問い合わせ先>

〒252-1192 綾瀬市早川 550

綾瀬市役所 青少年課 放課後児童対策担当

電 話 0467-70-1702（直通）

メール [wm.705655@city.ayase.kanagawa.jp](mailto:wm.705655@city.ayase.kanagawa.jp)